

専 決 処 分 報 告

次の事件は、芦屋市教育委員会委任規則第5条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、教育委員会に報告し、その承認を求める。

令和7年5月8日提出

芦屋市教育長 野 村 大 祐

記

芦屋市大学等入学支援金給付規則の一部を改正する規則の制定について

処分理由

大学等における修学の支援に関する法律及び同法律施行令の改正に伴い、規則の一部を改正する必要性が生じたが、急施を要したので専決処分したものの。

専決第 5 号

芦屋市大学等入学支援金給付規則の一部を改正する規則の制定について

別紙のように、芦屋市大学等入学支援金給付規則の一部を改正する規則を制定することについて、芦屋市教育委員会委任規則第 5 条の規定により、専決処分する。

令和 7 年 4 月 1 日

芦屋市教育長 野 村 大 祐

芦屋市大学等入学支援金給付規則の一部を改正する規則

芦屋市大学等入学支援金給付規則（令和4年芦屋市規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前
(入学支度金給付対象者)		(入学支度金給付対象者)
第3条 入学支度金の給付の対象となる者は、向学心を持ちながら、経済的な理由により大学等への入学が困難な者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) (略) (2) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）第4条第1項第2号の規定による授業料等減免対象者として認定を受けた者（入学後に認定を受ける見込みであることが当該大学等からの通知等により確認できる者を含む。）で、<u>大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号。以下「令」という。）第2条第1項第2号イ</u>に規定される区分に該当していること。 (3) (略)		第3条 入学支度金の給付の対象となる者は、向学心を持ちながら、経済的な理由により大学等への入学が困難な者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) (略) (2) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による授業料等減免対象者として認定を受けた者（入学後に認定を受ける見込みであることが当該大学等からの通知等により確認できる者を含む。）で、<u>法施行令（令和元年政令第49号。以下「令」という。）第2条第1項第1号</u>に規定される区分に該当していること。 (3) (略)

改正後	改正前
(入学支度金給付額) 第4条 (略) 2 前項の実負担額は、<u>令第2条第1項第2号イ</u>（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する入学金の減免の額及び他の減免制度による入学金の減免額を控除して得た額とし、200,000円を上限とする。 (入学支度金申請期間の特例) 第11条 市長は、第5条の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認めた場合に、入学後その年度内に限り入学支度金の給付の申請を受け付けることができる。この場合において、入学支度金申請者は、第8条及び<u>前条</u>の規定にかかわらず、第5条第1項各号に掲げる書類に芦屋市大学等入学支度金給付請求書、在学証明書又は学生証の写し及び法第4条第1項の規定により入学金の減免が適用されることが確認できる書類（第5条第1項第2号に規定する決定通知等により確認できる場合を除く。）を添えて提出しなければならない。 (受験料支度金給付対象者) 第14条 受験料支度金の給付の対象となる者は、向学心を持ちながら、経済的な理由により大学等への進学が困難な者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) (略) (2) <u>法第4条第1項第2号</u>の規定による授業料等減免対象者として認定を受けた者（入学後に認定を受ける見込みであることが当該大学等からの通知等により確認できる者を含む。）で、令で、<u>令第2条第1項第2号イ</u>からハまでに規定される区分に該当していること。 (3) (略) (受験料支度金給付額)	(入学支度金給付額) 第4条 (略) 2 前項の実負担額は、<u>令第2条第1項第1号</u>（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する入学金の減免の額及び他の減免制度による入学金の減免額を控除して得た額とし、200,000円を上限とする。 (入学支度金申請期間の特例) 第11条 市長は、第5条の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認めた場合に、入学後その年度内に限り入学支度金の給付の申請を受け付けることができる。この場合において、入学支度金申請者は、第8条及び<u>第10条</u>の規定にかかわらず、第5条第1項各号に掲げる書類に芦屋市大学等入学支度金給付請求書、在学証明書又は学生証の写し及び法第8条第1項の規定により入学金の減免が適用されることが確認できる書類（第5条第1項第2号に規定する決定通知等により確認できる場合を除く。）を添えて提出しなければならない。 (受験料支度金給付対象者) 第14条 受験料支度金の給付の対象となる者は、向学心を持ちながら、経済的な理由により大学等への進学が困難な者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) (略) (2) <u>法第8条第1項</u>の規定による授業料等減免対象者として認定を受けた者（入学後に認定を受ける見込みであることが当該大学等からの通知等により確認できる者を含む。）で、令<u>第2条第1項第1号</u>から第3号までに規定される区分に該当していること。 (3) (略) (受験料支度金給付額)

改正後	改正前																
第15条 (略) 2 前項の実負担額は、他の減免制度による受験料の減免額を控除して得た額とし、給付額の上限は、次の表に定める額とする。 <table><tr><th>支給対象区分</th><th>給付上限額</th></tr><tr><td>令第2条第1項第2号イの区分</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>令第2条第1項第2号ロの区分</td><td>70,000円</td></tr><tr><td>令第2条第1項第2号ハの区分</td><td>35,000円</td></tr></table> 3・4 (略) (受験料支援金申請期間の特例) 第21条 市長は、第16条の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認められた場合に、入学後その年度内に限り受験料支援金給付の申請を受け付けることができる。この場合において、受験料支援金申請者は、第19条の規定にかかわらず、第16条第1項各号に掲げる書類に芦屋市大学等受験料支援金給付請求書及び法第4条第1項の規定により入学金の減免が適用されることが確認できる書類（第16条第1項第2号に規定する決定通知等により確認できる場合を除く。）を添えて提出しなければならない。	支給対象区分	給付上限額	令第2条第1項第2号イの区分	100,000円	令第2条第1項第2号ロの区分	70,000円	令第2条第1項第2号ハの区分	35,000円	第15条 (略) 2 前項の実負担額は、他の減免制度による受験料の減免額を控除して得た額とし、給付額の上限は、次の表に定める額とする。 <table><tr><th>支給対象区分</th><th>給付上限額</th></tr><tr><td>令第2条第1項第1号の区分</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>令第2条第1項第2号の区分</td><td>70,000円</td></tr><tr><td>令第2条第1項第3号の区分</td><td>35,000円</td></tr></table> 3・4 (略) (受験料支援金申請期間の特例) 第21条 市長は、第16条の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認められた場合に、入学後その年度内に限り受験料支援金給付の申請を受け付けることができる。この場合において、受験料支援金申請者は、第19条の規定にかかわらず、第16条第1項各号に掲げる書類に芦屋市大学等受験料支援金給付請求書及び法第8条第1項の規定により入学金の減免が適用されることが確認できる書類（第16条第1項第2号に規定する決定通知等により確認できる場合を除く。）を添えて提出しなければならない。	支給対象区分	給付上限額	令第2条第1項第1号の区分	100,000円	令第2条第1項第2号の区分	70,000円	令第2条第1項第3号の区分	35,000円
支給対象区分	給付上限額																
令第2条第1項第2号イの区分	100,000円																
令第2条第1項第2号ロの区分	70,000円																
令第2条第1項第2号ハの区分	35,000円																
支給対象区分	給付上限額																
令第2条第1項第1号の区分	100,000円																
令第2条第1項第2号の区分	70,000円																
令第2条第1項第3号の区分	35,000円																

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

